

## 派遣先の皆様へ

### ■同一労働同一賃金とは

同一労働同一賃金の導入は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。

同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消の取組を通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにします。

**※労働者派遣法：2020年4月1日より施行**

～雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について～

2020年4月1日施行 労働者派遣法改正の概要

平成30年労働者派遣法改正の概要＜同一労働同一賃金＞

**※2020年4月1日以降、労働者派遣をおこなう場合は、派遣先か派遣元のいずれかの同等業務をおこなう従業員と公正な待遇の確保が必要となります。大きく分けて、以下の2つのケースがあります。**

ケース1) 派遣先の同等業務をおこなう従業員と公正な待遇の確保をする場合

派遣先均等・均衡方式



派遣先の皆様に契約締結前に情報提供をして頂きます

ケース2) 派遣元の同等業務をおこなう従業員と公正な待遇の確保をする場合

労使協定方式



派遣元と派遣労働者の間で合意した労使協定で派遣労働者の待遇を決定する必要があります

※弊社は、「派遣先均等・均衡」方式を採用しています。